

あんしん葬利用規約

(目的)

第1条

この規約は宗教法人勝養寺における「あんしん葬」(以下、本件葬儀と略記)に関する基準を定め、運営管理の適正化を図ることを目的とする。

(管理者)

第2条

本件葬儀の運営、並びに管理は宗教法人勝養寺と株式会社 T-sousai がこれにあたり、本規約に従って運営管理するものとする。

<あんしん葬>

第3条

1. 本件葬儀は諸事情により弔うことが叶わない方のために、管理者が読経をすることである。
2. 本件葬儀は、3種類に分かれる。
あんしん葬ハス 勝養寺本堂にて骨葬で行われる30分ほどの葬儀。
あんしん葬キキョウ 搬送・安置・火葬・収骨と勝養寺本堂にて骨葬で行われる30分ほどの葬儀。
あんしん葬スイセン 搬送・安置・火葬・収骨と勝養寺本堂にて骨葬で行われる2度の30分ほどの葬儀。
あんしん葬は種類の如何を問わず、10名までの参列者でお願い致します。10名を超える葬儀は本堂で行うことができません。
3. 宗門宗旨は問わず、導師は勝養寺の宗旨宗派に則り行う。

<利用資格>

第4条

1. 本件葬儀は、所定の申込書、承諾書に必要事項を記入し、所定の金額を支払い、管理者の承認を受けた者のみ利用することができる。
2. 利用者の以前の宗教は問わないが、申込み後は勝養寺の信徒(会員)となるものとする。

<供養料>

(第5条)

「本件葬儀」を利用する者(以下、利用者という)は、管理者の承認を得た上、別に定められた葬儀費用を所定の期日に納付しなければならない。

<祭祀>

(第6条)

勝養寺における本件葬儀の行為はすべて管理者が行うが、不可抗力等による事故の場合などは管理者はこれを免責される。

(第7条)

天変地異等不可抗力、或いは暴漢、暴動等第三者の行為による損害については、管理者は、一切その責任を負わないものとする。

(第8条)

読経の日程は管理者がこれを決める。

(第9条)

利用者は、本件葬儀以外の利用、ならびに、利用権を第三者に譲渡・転貸することはできないものとする。

<規則に定めなき事項と変更>

第10条

本規則に定めなき事項については、法令の定めるところにより、その都度管理者がこれを定める。関係法令の改正、または本利用規則の条文が実情に合わなくなったときは、管理者はこれを改定することができるものとする。また契約者にはこれを事前に通知しない。

(付則) 本規則は令和3年1月27日より施行する。

管理者/ 宗教法人 勝養寺
株式会社 T-sousai